

参加希望型指名競争入札（総合評価落札方式）の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

平成30年11月9日

松本市長 菅谷 昭

1 入札対象工事

工 事 名	松本市内田公民館駐車場整備工事
工 事 場 所	松本市 内田
工 事 概 要	駐車場整備に係る舗装工事等 舗装工（路盤工、土工事等含む）545㎡、浸透柵工 1基、縁石工 67.7m、 植栽工 1カ所、擁壁工 23.6m、入口改修等 1カ所
工 期	契約日から平成31年3月15日まで
入 札 方 法	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件とする。 入札は、予定価格以下、かつ失格基準価格以上の入札者があるまで、回数2回を限度に行うこととし、再度入札を行った場合においても該当者がいない場合は入札を終了する。
総合評価落札方式を採用する理由	入札価格に加え、価格以外の要素（企業の技術力、社会貢献、地域貢献）も総合的に評価することが適当と認められるため。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	土木一式工事 格付C級（806～731点）【平成30年度格付】
建設業許可	土木一式工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できること。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3か月以上の恒常的雇用関係にあること。 (3) 価格以外の評価点において「技術者の施工能力」に係る項目で加点となる場合は、価格以外の評価点申請時に配置予定とした技術者の中から配置すること。 なお、契約期間中に止むを得ず配置技術者を交代する場合は、同等の資格等を有する技術者を配置すること。ただし、不慮の事故等の場合を除く。
所在地要件	松本市内に本店を有していること。
施工実績要件	不要

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	平成30年11月9日(金)から 平成30年11月14日(水)まで	(1) 提出書類は「参加希望型指名競争入札（総合評価落札方式）参加表明書」のみとする。 (2) 松本市財政部契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参又は期日までに郵送により提出すること。
指名通知書発送	平成30年11月15日(木)	FAXにより通知する。
設計図書等の閲覧等	平成30年11月9日(金)から 平成32年3月31日(火)まで	松本市のホームページ
設計図書等に関する質問受付	平成30年11月16日(金)から 平成30年11月21日(水)まで (ただし最終日は、 <u>午後3時まで</u> に 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 質問書様式は自由（質問内容がわかるように具体的に記載すること。） (2) 質問書はFAXで送信すること。 FAX送信先 松本市役所 建設課 FAX番号 34-3205
価格以外の評価点申請書及び確認書類の提出	平成30年11月16日(金)から 平成30年11月21日(水)まで	(1) 提出書類は「価格以外の評価点申請書」及び「価格以外の評価点に係る確認書類」とする。 (2) 松本市財政部契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参又は期日までに郵送により提出すること。
設計図書等に関する質問回答	平成30年11月26日(月)	回答書はFAXにより送付する。
入札日時・場所	平成30年11月30日(金) 午前9時30分から	松本市役所 契約管財課 契約室（本庁舎別棟2階）
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
価格以外の評価点公表日・場所	平成30年11月30日(金) 入札終了後 (ただし、入札不調・不落となった場合を除く)	(1) 松本市役所 契約管財課 掲示板（本庁舎別棟2階） (2) 自己の価格点以外の評価について疑義があるときは、文書により照会することができる。
価格以外の評価点疑義受付	平成30年12月3日(月)から 平成30年12月4日(火)まで (ただし最終日は、 <u>午前10時まで</u> に 契約管財課へ到着した分までとする)	(1) 提出方法は文書（様式は自由）により持参すること。 (2) 提出場所は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階） ※修正が生じた場合の公表日 平成30年12月5日(水) 公表場所は上記に同じ
落札者の決定等	(1) 落札者は入札価格が予定価格以下、かつ失格基準価格以上の中で総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。 (2) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ電話等により通知する。 (3) 複数の入札案件について同一の者が落札候補者となった場合における落札者決定の順番は、原則として入札日時の順とする。ただし、不落、不調、中止、入札方法の違い等による場合を除く。	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市役所契約管財課にて公表する。	

(注意) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(午後12時00分から午後1時までを除く。)とする。

4 入札事項等

最低制限価格制度	適用なし
低入札価格調査制度	適用あり（ただし、松本市総合評価落札方式実施要綱第7条の規定に基づく低入札価格調査の特例の適用により、失格基準価格を下回る場合は入札者のすべてを失格とする。） なお、失格基準は、松本市最低制限価格制度実施要綱第3条第1項の規定を準用して算出した額とする。
入札保証金	免除 ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第110条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金	適用あり
中間前払金	適用あり
部分払金	適用あり

5 総合評価に関する事項

評価点の設定	価格点 83.7点 価格以外の評価点 16.3点
総合評価点の算定方法	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点
価格点の算定方法	(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、松本市総合評価落札方式実施要綱第7条の規定に基づき失格となったものを除いて算出する。 (2) 価格点は次の算式により算出する。 $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第3位四捨五入2位止め}]$ ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち、最低の入札価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。
価格以外の評価項目及び配点	別紙1「価格以外の評価点算定基準」のとおり。

6 その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市総合評価落札方式実施要綱、松本市低入札価格調査制度実施要綱及び松本市入札心得に示すとおりとする。

7 担当部課（問い合わせ先）

公告の内容	松本市 財政部 契約管財課 契約係（松本市丸の内3番7号）	TEL 0263-34-8301
工事の内容	松本市 建設部 建設課	TEL 0263-34-3242